

日本材料学会 X線材料強度部門委員会規程

(名称)

第1条 本委員会は、公益社団法人日本材料学会X線材料強度部門委員会という。英文では JSMS Committee on X-ray Study of Mechanical Behavior of Materials と称する。

(目的および事業)

第2条 本委員会は、X線回折を主とする材料評価手段を通じて材料の強度特性を解明しようとする学術分野、すなわちX線材料強度学に関する学術の発展および技術の向上に寄与することを目的とする。

第3条 本委員会は、次の事業を行う。

- 1 X線材料強度学に関する調査および研究
- 2 X線材料強度学に関する講演会、研究発表会、討論会および講習会
- 3 その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第4条 本委員会は、第2条の目的を効率よく達成するために、小委員会およびワーキンググループをおくことができる。

第5条 本委員会は部門委員会賞を設けて、X線材料強度学に関する学術の発展および技術の向上に寄与したものを表彰することができる。

(委員)

第6条 本委員会の委員は、日本材料学会の正会員、賛助会員、名誉会員あるいは永年会員であることを条件とする。

第7条 本委員会への入会には本委員会の委員の推薦を必要とし、本委員会の了承を得て認められる。

第8条 本委員会の委員は、次の種別のいずれかに属するものとする。

- 1 個人委員 材料強度学に関する学識経験または関心を有する者で、本委員会の目的に賛同し、別に定める資料作成費を毎年1口以上納める者。
- 2 会社委員 本委員会の目的に賛同する企業あるいは企業内の事業所で、別に定める資料作成費を毎年1口以上納める者。企業あるいは企業内の事業所は会社委員のほか担当委員を設けることができる。

第9条 委員交代および退会は本委員会の委員長に申し出るものとする。委員長は本委員会でそれを報告する。

(役員)

第10条 本委員会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| 1 委員長 | 1名 |
| 2 総括幹事 | 1名 |
| 3 庶務幹事 | 1名 |
| 4 会計幹事 | 1名 |
| 5 事業担当幹事 | 若干名 |

第11条 本委員会に幹事会を置き、前条の役員をもって組織する。

第12条 委員長は幹事会で推薦し、委員会において決定する。

第13条 委員長は委員会を統括し、委員会を招集し、その議長を務めて健全な委員会運営を保持する。そのために、幹事会を招集してその審議を得ることができる。

第14条 幹事は幹事会で推薦し、委員会において決定する。

第15条 総括幹事は委員長の職務を補佐して、委員会の年間活動・長期活動を立案し、その推進を諮る。

第16条 庶務幹事は総括幹事を補佐して、委員会の年間活動・長期活動の立案と推進について助言する。

第17条 会計幹事は、委員長および総括幹事との連絡調整をもとに、委員会の年間予算を立案し、その執行にあたるとともに健全な委員会予算の保持に務める。

第18条 事業担当幹事は、庶務幹事を補佐し、また会計幹事と連絡調整して、第3条に定める事業を立案し、その推進を諮る。

第19条 役員の任期は原則として2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議と開催頻度)

第20条 本委員会の運営に関する重要事項は、委員会で審議し決定する。会議は、年3回以上開催する。

第21条 幹事会は委員会の役員構成、年間活動、長期活動その他委員会活動に必要な事項を審議し、委員会に提議する。

(会計)

第22条 本委員会の経費は、本部交付金、資料作成費およびその他の収入をもって充てる。

第23条 本委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(本規程の改正)

第24条 本規程の改正は、委員会の承認をえて理事会に提出のうえ承認を得なければならない。

- 付則
- 1 本委員会は1961年12月に設置された。
 - 2 本規程は1999年4月1日から施行する。
 - 3 本規程は2008年4月25日に改正された。
 - 4 本規程は2019年9月3日に改正された。